

学生アルバイトの制限職種基準

平成17年 4月 1日改正

鳥取大学学生部生活支援課

区分	求人を受け付けないものの具体例	理由及び参考事項
危険を伴う	プレス、ボール盤、断裁機等自動機械の操作	危険、事故を伴う
	高電圧、高圧ガス等危険物の取り扱い（助手も含む）	免許を必要とし、危険度が高い
	自動車、単車の運転	最近の厳しい交通状況から危険度が高く、事故を起こした場合の経済的、精神的負担が重過ぎる。又、刑事責任まで負う事になる
	自転車による重量物（30kg以上）の配達	
	線路内やその近辺、海上、飛行場、交通頻繁な路上での作業（測量・白線引き・交通整理誘導・路肩清掃・除草）	
	土木、水道工事等の現場作業	危険、事故を伴う
	建築中の現場作業、建物取り壊し、建材片付け作業、2階以上の高所での屋外作業（ガラス拭き、器具取付け等）	落下物、転落等の危険度が高い 屋内ガラス拭き清掃、器具取付け等の内装工事は可
	警備員・宿直	警備会社以外の直接雇用による、会場整理、誘導、受付等は状況により可（警備会社の場合は、警備業法の関連もあり不可）
	その他労働安全衛生法に定める制限職種	
人体に有害	農薬、劇薬等、有害な薬物を取扱うもの（メッキ作業、白蟻駆除等）	いずれも、健康上人体に有害である
	特に高温、低温化（冷凍・冷蔵庫内）での作業	
	塵埃、粉末、有毒ガス、騒音等の著しい中での作業	
	放射線・被曝の恐れのあるもの	
	薬品等の臨床人体実験	
法令違反	労働争議に介入する恐れのあるもの	職業安定法第20条
	営利職業斡旋業者への仲介斡旋（人材派遣・アウトソーシング）	職業安定法第32条の趣旨（雇用関係の成立の斡旋）及び人材派遣業法の趣旨に反する
	マルチ・ネズミ講商法に関するもの	無限連鎖講の防止に関する法律
	出来高払い（一定額の賃金の保証が無いもの）	労働基準法第27条
	違約金、損害賠償を予定する業務	労働基準法第16条
	募集・採用に当たり、性別により異なる条件を付すもの（対象・人数・条件等）	男女雇用機会均等法第5条
	労災（労働者災害補償保険）未加入（家庭教師を除く）	
教育的見地	街頭で無許可のチラシや景品配り、ポスター貼り（内容に問題のあるチラシ配り、無許可の場所へのポスター貼りの場合）	内容に問題があったり、無許可の場合が多い 警察の指示（道路使用許可証が必要な場合あり）
	不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査	相手の了解が得られない場合が多く、トラブルが発生しやすい <事前に相手の了解が取れている場合は可>

	訪問販売、勧誘、専門に行う集金、募金等	
	競馬、競輪等、ギャンブル場内の現場作業	
	バー・キャバレー・マージャン・パチンコ・ゲームセンター等風俗営業の現場作業	
	深夜22時～明朝5時までの深夜勤務	
	成人を対象としたメディア（図書・映像）	
	住み込み作業	大学の夏季休業日等長期の休業期間中は可
	選挙の応援に関する一切の業務	公職選挙法に抵触する場合が多い。
	スパイ行為、興信所業務に類する調査	
その他	人命に関わる事が予想される業務	無資格の水泳指導員、監視員、ベビーシッター、子供会活動の引率等
	労働条件が不明確なもの	賃金・時間・場所・労働内容・支払方法等が明示されないもの。他と比べて不良又は好条件すぎるなど、不審と思われるもの
	人員の限定を条件とするもの	10人中1人でもかけると他の9人を不採用とするもの
	医院の受付業務以外の行為	薬剤の調合等学生アルバイトの範囲を超えるケースがある
	学生を紹介しても採否の連絡が無かったり、正当な理由無く採用されない事がしばしば繰り返されるもの	
	事業開始前の求人	
	夏季海水浴場の仮設営休憩舎（個人経営）	天候に左右されやすく、利用者が少ないと不払い等のトラブルが起こりやすい
	屋台、露店等の売り子	店舗が固定していない
	席順とり	
	長距離トラックの助手、旅行会社の添乗員及び補助員	
	家庭教師を派遣する事業所への紹介	
	学習塾の講師で、経営実績が1年未満のもの	
	学生に不利益な契約を求めるもの	
	登録制のもの	雇用が不安定で有料のものがある
	その他大学が好ましくないと判断するもの	極端な服装、奇抜な身なりなどを要求されるもの。学生としての品位を損なう恐れのあるもの。公序良俗に反するものなど